

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月1日
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 塚本 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部次長 田中 千弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部次長 田中 千弘
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 286,341,888,000円 オーバーアロットメントによる国内売出し 44,792,400,000円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成21年6月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。ただし、今回の募集の方法は、国内当初買取引受会社である野村證券株式会社が発行価額にて全株式の買取引受けを行い、野村證券株式会社を含む引受人が当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集の取扱いを行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成21年6月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
	2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,304,400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成21年7月1日(水)開催の当社取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は平成21年7月1日(水)開催の当社取締役会決議により発行される、募集による新株式発行の発行株式総数2,804,400,000株の一部をなすものであります。本募集(以下「国内一般募集」という。)とは別に、海外市場(ただし、米国においては適格機関投資家、カナダにおいては適格投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)が行われます。

なお、募集による新株式発行に際しては、国内一般募集株数(新規発行株式の発行数)1,304,400,000株及び海外募集株数1,500,000,000株(海外当初買取引受会社であるJ.P. Morgan Securities Ltd.(以下「海外当初買取引受会社」という。)の買取引受けの対象株式数1,304,400,000株及び海外当初買取引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数195,600,000株)を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 海外市場における当社普通株式の募集について」をご参照下さい。

- 3 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から195,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる国内売出し等について」をご参照下さい。

- 4 募集による新株式発行とは別に、平成21年7月1日(水)開催の当社取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる国内売出し等について」に記載の野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式195,600,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

- 5 国内一般募集等に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 6 当社は普通株式と異なる種類の株式として、第十一種優先株式、第十二種優先株式及び第十三種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。

優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

- 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

野村證券株式会社(以下「国内当初買取引受会社」という。)は、平成21年7月15日(水)から平成21年7月17日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額(会社法上の払込金額です。以下同じ。)にて当社より国内一般募集に係る新株式の買取引受けを行い、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人(以下「引受会社」という。)は、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で当該株式の一般募集の取扱いを行います。国内当初買取引受会社は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は国内当初買取引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。当社は国内当初買取引受会社及び引受会社に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,304,400,000株	286,341,888,000	143,170,944,000
計(総発行株式)	1,304,400,000株	286,341,888,000	143,170,944,000

(注) 1 全株式を国内当初買取引受会社が当社より買取引受けし、引受会社が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合は引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける方法により募集します。

2 発行価額の総額は、国内当初買取引受会社の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成21年6月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成21年7月21日(火) 至 平成21年7月22日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成21年7月27日(月) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成21年7月15日(水)から平成21年7月17日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、国内一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が国内当初買取引受会社より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び国内当初買取引受会社の手取金をいう、以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内一般募集株数)、海外募集株数、海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式数、海外当初買取引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の差引手取概算額上限、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.mizuho-fg.co.jp/release/index.html>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、国内当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成21年7月6日(月)から平成21年7月17日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成21年7月15日(水)から平成21年7月17日(金)までを予定しております。したがって、

発行価格等決定日が平成21年7月15日(水)の場合、申込期間は「自 平成21年7月16日(木) 至 平成21年7月17日(金)」、払込期日は「平成21年7月23日(木)」

発行価格等決定日が平成21年7月16日(木)の場合、申込期間は「自 平成21年7月17日(金) 至 平成21年7月21日(火)」、払込期日は「平成21年7月24日(金)」

発行価格等決定日が平成21年7月17日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 国内一般募集の共同主幹事会社は、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社であります。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成21年7月15日(水)の場合、受渡期日は「平成21年7月24日(金)」

発行価格等決定日が平成21年7月16日(木)の場合、受渡期日は「平成21年7月27日(月)」

発行価格等決定日が平成21年7月17日(金)の場合、受渡期日は「平成21年7月28日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

なお、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、平成21年1月5日以降当社は株券不発行会社となっておりますので、株券の交付は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 丸之内支店	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社みずほコーポレート銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定 (注)1	<p>1 全株式を国内当初買取引受会社が当社より買取引受けし、引受会社が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける方法により行います。 (注)2</p> <p>2 国内当初買取引受会社は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。</p> <p>3 当社から国内当初買取引受会社及び引受会社に対して引受手数料は支払われませんが、ただし、国内一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は国内当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。</p>
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		
計	-	1,304,400,000株	-

(注)1 引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数は、残株が生じた場合に各引受会社が引受責任を負担すべき株式数の上限であります。

2 当社は、国内当初買取引受会社及び引受会社との間で発行価格等決定日に、全株式を国内当初買取引受会社が当社より買取引受けし、引受会社が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には引受会社が国内当初買取引受会社よりこれを連帯して引受けること等を内容とする引受契約(以下「引受契約」という。)を締結します。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
286,341,888,000	1,528,760,000	284,813,128,000

- (注) 1 当社から国内当初買取引受会社及び引受会社に対して引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成21年6月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額284,813,128,000円については、国内一般募集と同日付をもって当社取締役会で決議された海外募集の差引手取概算額上限327,549,520,000円及び本件第三者割当増資の差引手取概算額上限42,720,282,000円と合わせ、差引手取概算額合計上限655,082,930,000円について、当社連結子会社への出資に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	195,600,000株	44,792,400,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から195,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる国内売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる国内売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び国内当初買取引受会社の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式数、海外当初買取引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の差引手取概算額上限、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.mizuho-fg.co.jp/release/index.html>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成21年6月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる国内売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成21年7月21日(火) 至 平成21年7月22日(水) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

なお、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、平成21年1月5日以降当社は株券不発行会社となっておりますので、株券の交付は行われません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外市場における当社普通株式の募集について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、海外市場（ただし、米国においては適格機関投資家、カナダにおいては適格投資家に対する販売に限る。）における募集（海外募集）が行われます。海外募集に際しては、海外当初買取引受会社が海外募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、Mizuho International plc、J.P. Morgan Securities Ltd.、Merrill Lynch International、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc及びUBS Limitedを共同主幹事会社とする引受人（以下「海外引受会社」という。）が当該株式の海外募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には海外引受会社が海外当初買取引受会社よりこれを個別に引受けます。また、海外当初買取引受会社に対して追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。ただし、海外当初買取引受会社はジョイント・グローバル・コーディネーターの指示に従って当該当社普通株式を買取る権利の行使を行うものとします。

募集による新株式発行の発行株式総数は2,804,400,000株であり、国内一般募集株数（新規発行株式の発行数）1,304,400,000株及び海外募集株数1,500,000,000株（海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式数1,304,400,000株及び海外当初買取引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数195,600,000株）を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

なお、国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、J Pモルガン証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社であります。

また、海外の投資家向けには英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容（連結財務書類を含む。）は本書と同一ではありません。

2 ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該締結日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てによる新株式発行、単元未満株式売渡請求権の行使による場合、新株予約権の行使又は取得請求権付株式の取得による場合、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による新株式発行、ストックオプションの発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で、共同して当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しております。

3 オーバーアロットメントによる国内売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から195,600,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数は、195,600,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成21年7月1日（水）開催の当社取締役会において、野村證券株式会社に割当先とする当社普通株式195,600,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成21年8月5日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年7月29日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記の他、安定操作取引によって取得した当社普通株式の全部又は一部を、海外募集における株式の決済の一部にあてるため、海外当初買取引受会社に譲渡する可能性があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる国内売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、シンジケートカバー取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、これを行うものとし、適宜JPモルガン証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議するものとします。また、安定操作取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、これを行うものとし、適宜メリルリンチ日本証券株式会社と協議するものとします。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 195,600,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間 | 平成21年8月4日(火) |
| (6) 払込期日 | 平成21年8月5日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成21年7月15日(水)の場合、「平成21年7月18日(土)から平成21年7月29日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成21年7月16日(木)の場合、「平成21年7月22日(水)から平成21年7月29日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成21年7月17日(金)の場合、「平成21年7月23日(木)から平成21年7月29日(水)までの間」

となります。

第3【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社グループのロゴ **MIZUHO** を記載いたします。
- ・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

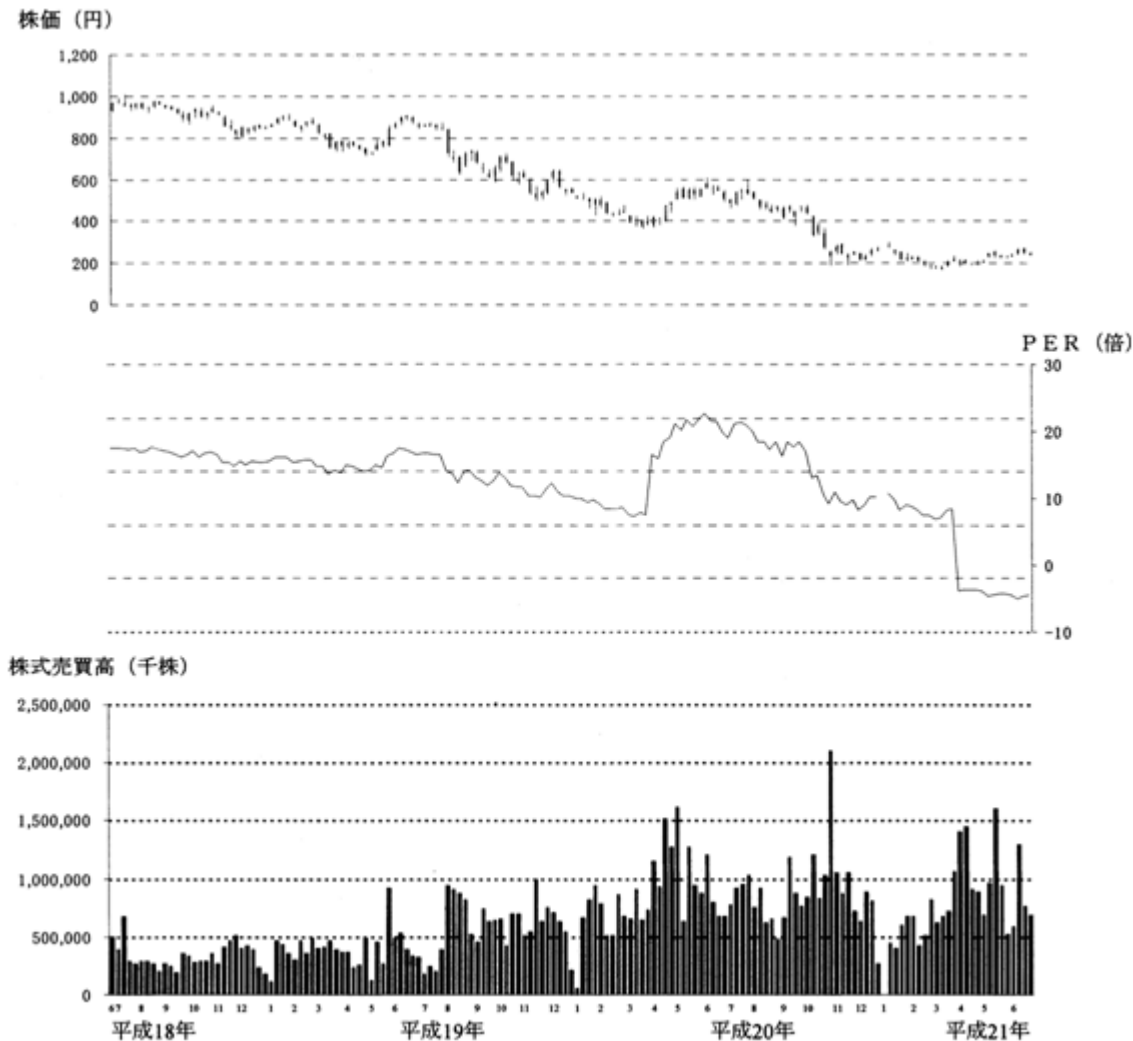
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び国内当初買取引受会社の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外当初買取引受会社の買取引受けの対象株式数、海外当初買取引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の差引手取概算額上限、本件第三者割当増資の差引手取概算額上限、差引手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる国内売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.mizuho-fg.co.jp/release/index.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成18年6月26日から平成21年6月26日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は、平成21年1月3日(土)を基準日とし、平成21年1月4日(日)を効力発生日として、普通株式1株につき999株及び1株に満たない普通株式の端数0.01株につき9.99株の割合で、普通株式の端数等無償割当てを実施しておりますので、基準日前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該端数等無償割当てを考慮したものとしております。また、平成20年12月25日(木)から平成20年12月30日(火)までについては、当該端数等無償割当てに伴う当社普通株式の売買取引停止期間となっておりますので、当該期間の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、該当事項はありません。

2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、基準日前の株価については、当該株価を1,000で除して得た数値を株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純損益}}$$

基準日前の週末の終値については、当該終値を1,000で除して得た数値を使用。

平成18年6月26日から平成19年3月31日については、平成18年3月期有価証券報告書の平成18年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を1,000で除して得た数値を使用。

平成19年4月1日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の平成19年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を1,000で除して得た数値を使用。

平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の平成20年3月期の連結財務

諸表の1株当たり当期純利益を1,000で除して得た数値を使用。

平成21年4月1日から平成21年6月26日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成21年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

4 株式売買高について、基準日前は当該株式売買高に1,000を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成21年1月1日から平成21年6月26日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)平成21年6月29日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成21年7月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を、平成21年7月1日に関東財務局長に提出

(注)なお、発行価格等決定日に本2の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書(第7期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日(平成21年7月1日)までの間において変更その他の事由は生じておりません。以下の内容は、参照書類としての有価証券報告書(第7期事業年度)「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

「事業等のリスク」

当社グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1. 財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加による追加的損失の発生

当社グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当社グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しているほか、クレジットデリバティブの活用によるヘッジ及び信用リスクの減殺を行っております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、国内外の景気動向、特定の業界における経営環境変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。平成21年3月期におきましては、経済環境の悪化や世界的な金融市場混乱に伴う影響による国内外の企業業績の悪化に加え、今後の不透明な経済環境を踏まえた保守的な引当を行ったこともあり、与信関係費用が増加しました。このような事態を含め、与信関係費用が増加する等追加的損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当社グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当社グループでは、必要に応じて部分的にヘッジを行っているほか、近年、保有株式の売却を計画的に進めており、今後も継続的な売却を計画しております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。平成21年3月期におきましては、国内外の株式相場下落に伴う減損処理の実施等により、株式関係損益が悪化しました。

また、当社グループの自己資本比率の計算においては、自己資本の算出にあたり、保有株式の含み損益を勘案していることから、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動による追加的損失の発生

当社グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券等を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当社グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当社グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が上昇した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当社グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当社グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の市場流動性低下による追加的損失の発生

当社グループは、市場で取引される様々な資産を保有しておりますが、金融市場の混乱等により保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。平成20年3月期以降におきましては、米国サブプライム問題を端緒とする世界的な金融市場の混乱により、証券化商品等の市場流動性が著しく低下し、当社グループにおきましても、保有証券化商品の価格下落等により損失が発生しました。このような事案を含め、保有資産の市場流動性が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、株式相場並びに金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額等の変更により、繰延税金資産が減少し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響

ヘッジ目的等で利用するクレジットデリバティブや株式関連デリバティブ等の金融取引については、ヘッジ対象資産と会計上の取扱いや評価方法が異なる場合があります。そのため、市場の変動等により、ある特定の期間において、ヘッジ対象資産の評価が上昇しても、当該金融取引から損失のみが発生する場合があります。当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率の低下

当社グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに上記の財務面のリスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、基本的項目に算入可能な繰延税金資産の純額の割合の上限は20%とされており、かかる規制等により、当社や銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はパーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が低下する可能性があります。

仮に当社や銀行子会社の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮または増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当社グループの一部銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 格付に係るリスク

格付引き下げによる悪影響

当社や銀行子会社等、当社グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当社グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいております。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当社グループの資金調達は、主に預金及び債券発行に依存しておりますが、市場からの調達も行っております。当社グループでは、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当社グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内外の景気悪化、金融システム不安や金融市場の混乱等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 業務面等に関するリスク

(1) 業務面に関するリスク

業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当社グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携等の実施に注力しております。当社グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当社グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。例えば、平成19年10月、みずほ証券は、親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為を行ったとして、金融庁より業務改善命令を受けました。このような事案を含め、今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当社グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員により過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当社グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクの顕在化による悪影響

当社グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当社グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。その場合には、業務の停止およびそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当社グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、近年、企業・団体が保持する個人情報の漏洩や不正なアクセスが発生するケースが多発しており、平成17年4月に全面施行された個人情報保護法の下では、より厳格な管理が要求されております。当社においても情報管理に関するポリシーや事務手続き等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当社グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

当社は、ニューヨーク証券取引所上場企業であり、当社グループは、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の更なる強化を行っております。同法により、当社経営者及び監査法人はそれぞれ当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その評価結果をForm20-Fにより報告することが求められています。

また、金融商品取引法においても、当社経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価及び、経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められています。

当社グループは、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当社グループの財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関するリスク

当社グループは、国内外において銀行業務を中心に様々な金融業務を行っておりますが、こうした業務を行うにあたり、損害賠償請求訴訟等の提起を受ける可能性があります。なお、当社海外連結子会社は、インドネシアにおいて、現地企業グループが過去に発行した社債の担保管理人に就任していたため、当該現地企業グループより社債権者等と共に訴訟の提起を受けております。これまでの担保管理に係る手続きに問題はなく、本件訴訟は法的妥当性を全く欠く不当訴訟であるとの主張を裁判手続きにおいて行っておりますが、訴訟の動向によっては、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当社グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当社グループのリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。当社グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国(イラン、キューバ、スーダン、シリア、以下、「指定国」という。)と事業を行うことが一般的に禁止されており、当社グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融、コルレス口座の維持、銀行間の市場取引等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、イランには、駐在員事務所を設置しており、米国外の拠点において、イランに所在する者に対するプロジェクトファイナンスの残高のほか、米国外国資産管理局により特別指定人とされたイランの金融機関に対するコルレス口座を有しています。指定国に関係するこれらの業務は、当社グループ全体の事業、業績および財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

しかしながら、米国の政府機関や年金基金等の機関投資家には、イラン等の指定国と事業を行う者との取引や投資を規制する動きがあると認識しております。当社グループは、そのような規制を受ける顧客や投資家を失う可能性があり、また、社会的・政治的状况によっては、指定国との関係により当社グループのレピュテーションが毀損する可能性があります。その結果、当社グループの事業または株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

第十一回第十一種優先株式の取得請求に伴う普通株式の交付による希薄化に伴うリスク

当社が発行する第十一回第十一種優先株式の保有者は、当社に対して普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することが可能です(取得請求期間 平成20年7月1日から平成28年6月30日、一斉取得日 平成28年7月1日)。したがって、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果、当社の株価が下落する可能性があります。

分配可能額に関するリスク

持株会社である当社は、その収入の大部分を傘下の銀行子会社等から受領する配当金に依存しておりますが、会社法の制限等により、当該銀行子会社等が当社に対して配当金を支払わない可能性があります。また、当社の業績及び財務状況の悪化や、会社法の制限等により、当社株主への配当の支払や当社の海外特別目的子会社が発行する優先出資証券の配当が困難もしくは不可能となる可能性があります。

3. 金融諸環境等に関するリスク

経済状況の悪化や金融市場の混乱による悪影響

当社グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。例えば、近年、世界的な金融市場の混乱や経済状況の悪化により、当社グループにおいても、保有証券化商品の価格下落、与信関係費用の増加、株式の減損処理等により損失が発生しました。このような事案を含め、今後、経済状況の悪化や金融市場の混乱が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用もを受けております。これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われてきております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当社グループの経営にも好影響を及ぼす一方、他の大手金融機関、外資系金融機関、ノンバンク、ゆうちょ銀行等による新規参入や業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。当社グループが、競争に十分対応することができない場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当社グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、バックアップオフィスの構築等、緊急時における体制整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当社グループの業務の一部が停止する等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当社グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当社グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当社グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当社グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、参照書類としての有価証券報告書(第7期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析」について、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日(平成21年7月1日)までの間に、新たに追加すべきと判断した事項は以下の通りであります。なお、当該追加箇所については、_____で示しております。

「財政状態及び経営成績の分析」

(2) 規律ある資本政策の推進

当社グループは、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しております。平成20年7月には、第十一回第十一種優先株式の取得請求に伴う普通株式の希薄化影響を抑制する観点から、1,499億円の自己株式(普通株式)の取得を行い、平成20年9月に、取得した株式の大宗を消却いたしました。

しかしながら、昨今の金融市場混乱や世界的な景気後退等を踏まえ、経営環境の更なる悪化に備えるべく、平成20年度下期より「安定的な自己資本の充実」に重点を置いた運営を行ってきております。内外の景気低迷が長引く中、金融機関が自己資本を十分に維持することの重要性は一層高まっており、今後の経営の重要課題として資本の充実に注力してまいります。

具体的には、中期的課題として、Tier 1(基本的項目)比率を8%程度まで上昇させることを目指します。また、Tier 1の中でも特に損失吸収性の高い資本構成項目である「本源的資本(Prime Capital)」を、Tier 1の半分以上の水準に維持することを目指します。当社グループは、今後も、経営環境や財務状況等の変化に応じて、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスをとった運営により「規律ある資本政策」を推進してまいります。なお、当社において「本源的資本」とは、Tier 1から、優先出資証券及び優先株式(但し、普通株式を対価とする一斉取得条項が付されている優先株式は除く。)を控除した金額を指します。

本源的資本の増強

- ・平成21年5月、当社取締役会において、上限6,000億円の当社普通株式の発行に係る発行登録を行うことを決議いたしました。これにより、本源的資本の増強に資する普通株式の発行を機動的に実施するための体制を整備するものです。これは、現在の不透明な経済状況を踏まえ、更なる経営環境の悪化に備える強固かつ十分な資本余力を持つこと、並びに将来の成長に繋がるビジネス機会の捕捉・顧客ニーズへの対応に向けた柔軟性を確保することを展望するものです。

優先出資証券を活用した資本の充実

- ・平成20年7月、12月及び平成21年2月、当社グループの資本政策に係る機動性確保と柔軟性向上に加え、昨今の金融市場混乱を踏まえた更なる自己資本増強策として、海外特別目的子会社を通じて優先出資証券3,030億円、3,550億円及び8.5億米ドルをそれぞれ発行いたしました。
- ・さらに、平成21年5月、当社取締役会において、海外特別目的子会社を設立し、優先出資証券を発行することを決議いたしました。なお、平成21年6月に任意償還が可能となる優先出資証券(1,760億円)については、全額償還することとしております。

なお、参照書類としての有価証券報告書(第7期事業年度)には、将来に関する事項が記載されておりますが、上記の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析」以外の部分に記載されている事項については、本届出書提出日(平成21年7月1日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほフィナンシャルグループ 本店
(東京都千代田区丸の内二丁目5番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。